

別添 1

I. 平成 31 年 9 月末まで

訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成 30 年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

- 1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）
 - イ 訪問型サービス費Ⅰ 1, 168 単位
（事業対象者・要支援 1・2 1 月につき・週 1 回程度の訪問）
 - ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2, 335 単位
（事業対象者・要支援 1・2 1 月につき・週 2 回程度の訪問）
 - ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3, 704 単位
（事業対象者・要支援 2 1 月につき・週 2 回を超える程度の訪問）
 - ニ 訪問型サービス費Ⅳ 266 単位
（事業対象者・要支援 1・2 1 回につき・1 月の中で全部で 4 回までのサービスを行った場合）
 - ホ 訪問型サービス費Ⅴ 270 単位
（事業対象者・要支援 1・2 1 回につき・1 月の中で全部で 5 回から 8 回までのサービスを行った場合）
 - ヘ 訪問型サービス費Ⅵ 285 単位
（事業対象者・要支援 2 1 回につき・1 月の中で全部で 9 回から 12 回までのサービスを行った場合）
 - ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 165 単位
（事業対象者・要支援 1・2 1 回につき 主に身体介護を行う場合
1 月につき 22 回まで算定可能）
 - チ 初回加算 200 単位（1 月につき）
 - リ 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位 (1月につき)
- (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位 (1月につき)

又 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算 (I) + 所定単位 × 137 / 1000
- (2) 介護職員処遇改善加算 (II) + 所定単位 × 100 / 1000
- (3) 介護職員処遇改善加算 (III) + 所定単位 × 55 / 1000
- (4) 介護職員処遇改善加算 (IV) + (3) の 90 / 100
- (5) 介護職員処遇改善加算 (V) + (3) の 80 / 100

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからヌを算定しない。

注2 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注3 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90 / 100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注4 イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15 / 100を乗じた単位を足す。

注5 イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10 / 100を乗じた単位を足す。

注6 イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5 / 100を乗じた単位を足す。

注7 ヌについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。なお、(IV) (V) については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注8 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 通所介護事業者の従事者によるサービス費 (通所介護従前相当サービス費)

イ 通所型サービス費

- (1) 事業対象者・要支援1 1,647単位 (1月につき)
- (2) 事業対象者・要支援2 3,377単位 (1月につき)

- (3) 事業対象者・要支援1 378単位（1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）
- (4) 事業対象者・要支援2 389単位（1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合）
- ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）
- ハ 運動器機能向上加算 225単位（1月につき）
- ニ 栄養改善加算 150単位（1月につき）
- ホ 口腔機能向上加算 150単位（1月につき）
- ヘ 選択的サービス複数実施加算
 - (1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）
 - ① 運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき）
 - ② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
 - ③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
 - (2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）
 - 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）
- ト 事業所評価加算 120単位（1月につき）
- チ サービス提供体制強化加算
 - (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
 - ① 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）
 - ② 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）
 - (2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
 - ① 事業対象者・要支援1 48単位（1月につき）
 - ② 事業対象者・要支援2 96単位（1月につき）
 - (3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
 - ① 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）
 - ② 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）
- リ 生活機能向上連携加算 200単位（1月につき）
 - ※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月につき）
- ヌ 栄養スクリーニング加算 5単位（1回につき）
 - ※ 6月に1回を限度とする
- ル 介護職員処遇改善加算
 - (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） +所定単位×59／1000
 - (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） +所定単位×43／1000

- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + 所定単位×23/1000
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) +(3)の90/100
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) +(3)の80/100

- 注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注3 イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。
- 注4 イについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。
- 注5 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。
 - イ(1)及び(3)376単位
 - イ(2)及び(4)752単位
- 注6 ロ、ハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。
- 注7 ニの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。
- 注8 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。
- 注9 ヌの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。
- 注10 ルについて、所定単位はイからヌまでによる算定した単位数の合計。なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。
- 注11 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

3 介護予防ケアマネジメント費

- イ 介護予防ケアマネジメント費 430単位(1月につき)

ロ 初回加算 300単位（1月につき）

ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

注1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、要支援1及び要支援2を対象とする。

注2 住所地特例による財政調整においては、1件あたり430単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に430単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。

II. 平成31年10月1日以降

訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）

イ 訪問型サービス費Ⅰ 1, 172単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）

ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2, 342単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）

ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3, 715単位

（事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）

ニ 訪問型サービス費Ⅳ 267単位

- (事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)
- ホ 訪問型サービス費V 271単位
(事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)
- ヘ 訪問型サービス費VI 286単位
(事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合)
- ト 訪問型サービス費(短時間サービス) 166単位
(事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能)
- チ 初回加算 200単位(1月につき)
- リ 生活機能向上連携加算
(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位(1月につき)
(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位(1月につき)
- ヌ 介護職員処遇改善加算
(1) 介護職員処遇改善加算(I) + 所定単位 $\times 137 / 1000$
(2) 介護職員処遇改善加算(II) + 所定単位 $\times 100 / 1000$
(3) 介護職員処遇改善加算(III) + 所定単位 $\times 55 / 1000$
(4) 介護職員処遇改善加算(IV) + (3) の $90 / 100$
(5) 介護職員処遇改善加算(V) + (3) の $80 / 100$
- ル 介護職員等特定処遇改善加算
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) + 所定単位 $\times 63 / 1000$
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) + 所定単位 $\times 42 / 1000$
- 注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからルを算定しない。
- 注2 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。
- 注3 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に $90 / 100$ を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。
- 注4 イからトまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に $15 / 100$ を乗じた単位を足す。

- 注5 イからトまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。
- 注6 イからトまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。
- 注7 ヌについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。
- 注8 ルについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない
- 注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 通所介護事業者の従事者によるサービス費(通所介護従前相当サービス費)

イ 通所型サービス費

- (1) 事業対象者・要支援1 1,655単位(1月につき)
- (2) 事業対象者・要支援2 3,393単位(1月につき)
- (3) 事業対象者・要支援1 380単位(1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)
- (4) 事業対象者・要支援2 391単位(1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位(1月につき)

ハ 運動器機能向上加算 225単位(1月につき)

ニ 栄養改善加算 150単位(1月につき)

ホ 口腔機能向上加算 150単位(1月につき)

ヘ 選択的サービス複数実施加算

- (1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)
- ① 運動器機能向上及び栄養改善 480単位(1月につき)
- ② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位(1月につき)

- ③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
- (2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）
 - 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）
- ト 事業所評価加算 120単位（1月につき）
- チ サービス提供体制強化加算
 - (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
 - ① 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）
 - ② 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）
 - (2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
 - ① 事業対象者・要支援1 48単位（1月につき）
 - ② 事業対象者・要支援2 96単位（1月につき）
 - (3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
 - ① 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）
 - ② 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）
- リ 生活機能向上連携加算 200単位（1月につき）
 - ※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月につき）
- ヌ 栄養スクリーニング加算 5単位（1回につき）
 - ※ 6月に1回を限度とする
- ル 介護職員処遇改善加算
 - (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位×59/1000
 - (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位×43/1000
 - (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） + 所定単位×23/1000
 - (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） + (3)の90/100
 - (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） + (3)の80/100
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算
 - (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位×12/1000
 - (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位×10/1000
- 注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注3 イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

- 注4 イについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。
- 注5 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。
イ(1)及び(3) 376単位
イ(2)及び(4) 752単位
- 注6 ロ、ハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。
- 注7 ニの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる。
- 注8 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。
- 注9 ヌの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。
- 注10 ルについて、所定単位はイからヌまでによる算定した単位数の合計。なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。
- 注11 ヲについて、所定単位はイからヌまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない
- 注12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

3 介護予防ケアマネジメント費

- イ 介護予防ケアマネジメント費 431単位(1月につき)
- ロ 初回加算 300単位(1月につき)
- ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

- 注1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、要支援1及び要支援2を対象とする。
- 注2 住所地特例による財政調整においては、1件あたり431単位とする。算定にあたっては、住所地特例対象者の数に431単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。